

吹田市空き家バンク制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内の空き家の有効活用を通して、空き家の抑制を促し、地域の活性化を促進するため、空き家に関する情報提供を行う吹田市空き家バンク制度(以下「空き家バンク」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 現に居住又は使用しておらず、若しくは近く居住又は使用しなくなる予定の個人が所有する市内に存する建物及びその敷地(以下「建物等」という。)をいう。ただし、次のいずれかに該当する建物等は除く。

ア 賃貸借を目的として建築された建物等

イ 売買又は賃貸借することが適さない建物等

ウ 主として不動産業を営む者が所有する建物等

(2) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家の売却又は賃貸等を行うことができる権利を有する者をいう。

(3) 利用希望者 空き家の購入又は賃借等を希望する者をいう。

(4) 空き家バンク この要領の規定に基づき、空き家の売買、賃貸等を希望する所有者から申込みを受けた情報を利用希望者に対し提供する仕組み及び利用希望者が購入又は賃借等を希望する空き家の情報を所有者に対し提供する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要領は、空き家バンクに登録された空き家について、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

2 吹田市暴力団の排除等に関する条例(平成26年吹田市条例第9号)に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員と認められる者は、空き家バンクを利用することはできない。

(空き家の登録の申込み)

第4条 空き家バンクに空き家の登録を希望する所有者は、吹田市空き家バンク登録申込書(様式第1号)及び吹田市空き家バンク登録カード(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(空き家の登録の通知等)

第5条 市長は、前条の申込書を受け付けたときは、その内容等を確認の上、登録が適切であると認めたときは、吹田市空き家バンク登録台帳(様式第3号)(以下「登録台帳」という。)に登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは登録を行わないものとする。

(1) 第2条第1号の規定に該当しないとき

(2) 第2条第2号の規定に該当しない者からの申込みによるとき

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が空き家バンクへの登録が適当でないと認めたとき

2 市長は、前項の登録台帳への登録をしたときは、吹田市空き家バンク登録台帳登録通知書(様式第4号)により、所有者に通知するものとする。

3 第1項による登録台帳への登録の期間は、登録の日から起算して3年間(以下「登録期間」という。)とする。ただし、再登録することを妨げない。

4 市長は、第1項の登録台帳への登録を行わないことを決定したときは、吹田市空き家バンク登録台帳非登録通知書(様式第5号)により、所有者に通知するものとする。

5 市長は、第1項の登録に際し、必要に応じて空き家の現地確認を行うものとする。

(登録台帳の登録事項の変更の届出)

第6条 前条第2項の規定により登録台帳への登録の通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、吹田市空き家バンク登録内容変更届出書(様式第6号)を市長に届け出なければならない。

(登録台帳の登録の取消し)

第7条 市長は、次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項の規定により登録台帳に登録した情報を取り消すとともに、吹田市空き家バンク登録取消通知書(様式第7号)により、当該登録者に通知するものとする。

- (1) 登録台帳に登録した空き家の売買又は賃貸借等の契約が成立したとき
- (2) 登録期間が経過したとき
- (3) 登録者から吹田市空き家バンク登録取消申出書(様式第8号)の提出があったとき
- (4) 登録内容に虚偽があったとき
- (5) 所有者が空き家バンクを利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良なる風俗を害するおそれがあると認められるとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録台帳に登録されていることが不相当と認めたとき

(利用希望者の登録の申込み)

第8条 利用希望者は、吹田市空き家バンク利用希望者登録申込書(様式第9号)及び吹田市空き家バンク登録カード(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(利用希望者の登録の通知等)

第9条 市長は、前条の申込書を受け付けたときは、その内容等を確認の上、登録が適切であると認めたときは、吹田市空き家バンク利用希望者登録台帳(様式第10号)(以下「利用希望者登録台帳」という。)に登録し、吹田市空き家バンク利用希望者登録台帳登録通知書(様式第11号)を当該申込者に通知するものとする。

2 前項による利用希望者登録台帳への登録の期間は、登録の日から起算して3年間(以下「利用希望者登録期間」という。)とする。ただし、再登録することを妨げない。

3 市長は、次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定による登録を行わないものとし、吹田市空き家バンク利用希望者登録台帳非登録通知書(様式第12号)により、当該申込者に通知するものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が利用希望者登録台帳への登録が不相当と認めたとき

(利用希望者登録台帳の登録事項の変更の届出)

第10条 前条第1項の規定により利用希望者登録台帳への登録の通知を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは吹田市空き家バンク利用希望者登録内容変更届出書(様式第13号)により、市長に届け出なければならない。

(利用希望者登録台帳の登録の取消し)

第 11 条 市長は、次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、第 9 条第 1 項の規定により利用希望者登録台帳に登録した情報を取り消すとともに、吹田市空き家バンク利用希望者登録取消通知書(様式第 14 号)を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 利用登録者が空き家の売買又は賃貸借の契約を締結したとき
- (2) 利用希望者登録期間が経過したとき
- (3) 利用登録者から吹田市空き家バンク利用希望者登録取消申出書(様式第 15 号)の提出があったとき
- (4) 登録内容に虚偽があったとき
- (5) 利用登録者が空き家バンクを利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良なる風俗を害するおそれがあると認められるとき
- (6) 第 9 条第 3 項各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が利用希望者登録台帳への登録が不適当と認めたとき
(交渉、契約等)

第 12 条 空き家に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約(以下「契約等」という。)については、当事者間でこれを行うものとし、市長はこれに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切の疑義、紛争等については、当該契約等に係る当事者間で解決するものとする。
(個人情報の取扱い)

第 13 条 登録者及び利用登録者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 空き家バンクから知り得る個人情報(第 7 条及び第 11 条の規定により取り消した個人情報を含む。以下同じ。)を他に漏らし、又は自己の利益若しくはこの要領に定める目的以外の目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと
- (2) 空き家バンクから知り得る個人情報を市長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと
- (3) 空き家バンクから知り得る個人情報をき損し、及び滅失することのないよう適正に管理すること
- (4) 空き家バンクから得た個人情報を保有する必要がなくなつたときは、適切に廃棄すること
(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、空き家バンクの運用に必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。